

令和5年度

福島県環境創造資金 融資のご案内

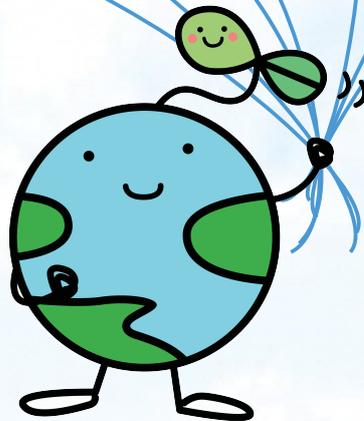
利率
1.3%

排水・排ガス
処理装置
の整備

電動車
の導入

温室効果ガス
削減対策

照明の
LED化



福島県生活環境部

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

福島県環境創造資金融資制度

中小企業者などの皆さんが行う環境保全のための施設等の設置・改善又は工場・事業場の移転若しくは廃棄物の処理のための施設の設置・改善等に必要な資金を、県のあっせんにより取扱金融機関を通じて融資する制度です。

融資のあっせんを受けることのできる方

融資のあっせんを受けることのできる方は、①県内に工場又は事業場を有し、引き続き同一の事業を1年以上営んでいる ②中小企業者、組合又は農業を営む方であって ③自己資金のみでは、環境保全施設等の整備などの環境保全対策を行うことが困難であると認められる方 が対象となります。

ただし、融資のあっせんの申込み前に、融資を受けて整備しようとする環境保全施設等の整備事業に着手しているときは、対象になりません。

●中小企業者とは

| | 資本金 | 従業員数 |
|-------|------|------|
| 製造業等 | 3億円 | 300人 |
| 卸売業 | 1億円 | 100人 |
| 小売業 | 5千万円 | 50人 |
| サービス業 | 5千万円 | 100人 |

※1 資本金又は従業員数のいずれかが左表以下であることが必要です。

※2 製造業等には、鉱業、建設業等が含まれます。

※3 旅館業の場合、それぞれ1億円、300人までが対象となります。

●組合とは

事業協同組合、事業協同小組合、企業組合又は協業組合をいいます。

資金の種類と使用 (詳しくは、別表をご覧ください。)

- ① 個別環境保全資金 環境保全施設等及び分析測定機器の整備、土壌汚染対策（調査・措置）並びに温室効果ガス削減対策に要するもの
- ② 共同環境保全資金 ①の使用であって、工場等の共同の利用に供するもの
- ③ 工場等移転資金 環境保全のための工場等の移転及びこれに必要な土地の取得に要するもの並びに①の使用
- ④ 産業廃棄物処理資金 自社の産業廃棄物の処理のための施設等の整備及び埋立処分のための用地の取得に要するもの

※ 産業廃棄物処理業を営む方の新規事業は対象となりませんが、既存施設等の改善経費は対象となります。

融資の条件

| | |
|-------------|--|
| 融 資 額 | 個別 3,000 万円以内 共同 6,000 万円以内 移転 3,750 万円以内 産廃 3,000 万円以内 |
| 利 率 | 年 1.3 % |
| 融 資 期 間 | 7年以内（融資を受けてから1年間の据置期間を含む。） |
| 返 済 方 法 | 元金均等の年賦又は月賦返済 |
| 担 保 ・ 保 証 人 | 金融機関の定めるところによる。 |
| 信 用 保 証 | 金融機関において必要とされた場合は、保証を付する。 |

融資の取扱金融機関

株式会社東邦銀行 株式会社常陽銀行 株式会社福島銀行 株式会社大東銀行
福島信用金庫 二本松信用金庫 郡山信用金庫 須賀川信用金庫 白河信用金庫
会津信用金庫 ひまわり信用金庫 あぶくま信用金庫 株式会社商工組合中央金庫
福島県商工信用組合、いわき信用組合、会津商工信用組合、相双五城信用組合

融資のあっせん申込みの期限

令和5年12月22日(金)まで

- 融資あっせんの審査は、随時行います。
- 申込期限の前に融資枠を充足したときは、その時点で打ち切ります。
- 申込期限後又は打ち切り後において融資枠に余裕が生じたときは、追加申込みを受け付けます。

融資のあっせんの申込み先

各市町村の環境・公害窓口で受け付けます。

まずは、県庁生活環境部環境共生課へご相談ください。

- ※ 融資あっせんの申込みに当たっては、あらかじめ取扱金融機関の内諾を得るようにしてください。
- ※ 融資を受けた方は、融資対象事業に着手したとき、完了したときに書類の提出が必要です。

★融資あっせんについての詳しいことは、下記にお問い合わせください。

| | | |
|----------|-------------|-----------------|
| 県庁生活環境部 | 環境共生課 | 電話 024-521-7248 |
| 各市町村 | 環境・公害担当課 | |
| 県北地方振興局 | 県民環境部 環境課 | 電話 024-521-2721 |
| 県中地方振興局 | 県民環境部 環境課 | 電話 024-935-1503 |
| 県南地方振興局 | 県民環境部 環境課 | 電話 0248-23-1421 |
| 会津地方振興局 | 県民環境部 環境課 | 電話 0242-29-3912 |
| 南会津地方振興局 | 県民環境部 県民環境課 | 電話 0241-62-2061 |
| 相双地方振興局 | 県民環境部 環境課 | 電話 0244-26-1232 |
| いわき地方振興局 | 県民部 県民生活課 | 電話 0246-24-6203 |

《信用保証（保険）制度》（福島県信用保証協会、福島県農業信用基金協会）

環境創造資金の借入れには、信用保証（保険）制度のご利用が可能です。

信用保証（保険）制度は、融資を受ける場合に、協会が保証することにより、資金の借入れを容易にすることを目的としています。中小企業者の方は、福島県信用保証協会の一般保証制度、農業者の方は、福島県農業信用基金協会の農業信用保証保険制度を利用することができます。

- ※ 福島県信用保証協会 福島営業店 電話 024-526-1530 郡山支店 電話 024-932-2769
白河支店 電話 0248-24-0156 会津支店 電話 0242-23-9171
いわき支店 電話 0246-23-3570 相双支店 電話 0244-23-5105
- ※ 福島県農業信用基金協会 電話 024-554-3225

融資対象環境保全施設等又は資金

| | |
|--|---|
| 1. ばい煙又は粉じん防止施設 | ① 集じん又は除じん装置（重力沈降、慣性分離、遠心分離、洗浄、ろ過、音波凝集、電気捕集等） |
| | ② 有害ガス除去装置（洗浄、中和、吸着、吸収、燃焼装置等） |
| | ③ 粉じん飛散防止装置（散水、被覆、密閉等） |
| | ④ 排煙脱硫・脱硝装置 |
| | ⑤ 附属設備（ガス導管、ガス冷却器、空気圧縮機、送風機、ダスト取出器、ダスト運搬器、ダスト貯留器、塔及び槽、洗浄液再生装置、吸着剤再生装置、ミスト除去装置、通風器、変圧器、整流器、配管、ポンプ、池、フード、自動調整装置等） |
| | ⑥ 排ガス等計測機器類、低いおう重油備蓄タンク |
| | ⑦ その他知事が特に必要と認める施設 |
| 2. 汚水等処理施設 | ① 物理的処理装置（沈でん又は浮上、油水分離、ろ過、濃縮、洗浄、冷却、吸着、燃焼処理、汚でい処理等） |
| | ② 化学的処理装置（中和、酸化又は還元、汚でい処理等） |
| | ③ 生物的処理装置（生物化学的処理、汚でい処理等） |
| | ④ 附属設備（輸送装置、貯留装置、配管、薬品タンク、ポンプ、空気圧縮機、送風機、pHメーター、電導度計、温度計、酸素計、酸化還元電位差計等） |
| | ⑤ 既設の汚水処理施設を廃止し、下水道へ転換するための設備 |
| | ⑥ 排水等測定機器類 |
| | ⑦ その他知事が特に必要と認める施設 |
| 3. 騒音又は振動 | ① 防音防振設備（消音機（器）、消音ボックス、吊基礎、防振機（器）、浮基礎、防音カバー、防音フード等） |
| | ② 防音防振材（しゃ音・吸音材、防振ゴム、パネ・ダンパー等） |
| | ③ 工事、附属設備（しゃ音塀、しゃ音壁、ダクト、二重窓、防振溝等） |
| | ④ 騒音・振動測定機器類 |
| | ⑤ その他知事が特に必要と認める施設 |
| 4. 悪臭防止施設 | ① 脱臭装置（洗浄、酸化、還元、燃焼、吸収、吸着、中和、イオン交換、土壌菌脱臭、電気捕集等） |
| | ② 悪臭物質の密閉施設 |
| | ③ 附属設備（脱臭塔、薬品タンク、ガス導管、ガス冷却器、水管、自動調整装置、送風機、洗浄汚水の処理装置、洗浄水の再生装置等） |
| | ④ 悪臭測定機器類 |
| | ⑤ その他知事が特に必要と認める施設 |
| 5. 産業廃棄物処理施設 ※産業廃棄物処理業を営む者を除く。ただし、産業廃棄物処理業を営む者の既存の施設等の改善経費は対象とする。 | ① 産業廃棄物処理施設（脱水、油水分離、中和、乾燥、焼却、固化、破砕、洗浄、溶融分解、埋立等） |
| | ② 保管設備及び保管容器（①の施設に係るものに限る） |
| | ③ 埋立処分用地（埋立面積1万㎡以上） |
| | ④ その他知事が特に必要と認める施設 |
| 6. オゾン層保護対策施設 | ① オゾン層破壊物質（トリクロロフルオロメタン、ジクロロジフルオロメタン、トリクロロトリフルオロエタン、ジクロロテトラフルオロエタン、クロロペンタフルオロエタン等）の使用を削減または廃止するために行う工場等の施設の新設又は改造 |
| | ② オゾン層破壊物質の回収処理保管装置、破壊処理装置の設置又は改造 |
| | ③ その他知事が特に必要と認める施設 |
| 7. 工場等の移転 | ① 移転先用地（用地の取得のみは除く。） |
| | ② 事業用建物の取得 |
| | ③ 事業用建物及び機械等の移転 |
| | ④ 左記1から6に掲げる施設 |
| | ⑤ その他知事が特に必要と認める施設 |
| 8. 電動車及び関連施設 | ① 電動車（燃料電池自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車）（新車購入に限る。） |
| | ② 燃料電池自動車用水素供給設備、電気自動車用充電設備 |
| | ③ その他知事が特に必要と認める施設 |
| 9. 有害化学物質 汚染防止施設 | ① 有害化学物質（大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び福島県生活環境の保全等に関する条例に定めるもの等）を製造、使用又は保管する施設における当該物質の処理装置又は回収装置 |
| | ② 有害化学物質による地下水汚染及び土壌汚染に係る浄化施設及び地下浸透防止施設 |
| | ③ その他知事が特に必要と認める施設 |
| 10. エネルギーの有効利用施設 | ① コージェネレーション設備（一つのエネルギー源から、電気と熱など複数のエネルギーを取り出し利用するための設備） |
| | ② 自然エネルギー（太陽光等）又は未利用エネルギー（下水の熱エネルギー等）による熱供給、電力供給又は動力供給のための設備 |
| | ③ エネルギー利用の効率向上のための設備 |
| | ④ その他知事が特に必要と認める施設 |
| 11. リサイクル施設 | ① 再生資源として利用することが容易な原材料を使用した製品の製造に関する設備 |
| | ② その他知事が特に必要と認める施設 |
| 12. ゼロエミッション推進施設 | ① 廃棄物を循環資源として利用できるようにするために必要な施設又は設備 |
| | ② その他知事が特に必要と認める施設又は設備 |
| 13. 揮発性有機化合物（VOC）排出抑制施設 | ① VOC除去装置（吸着、分解、分離、密閉、被覆、蒸気返還（ペーパーリターン）装置等） |
| | ② 排出ガス等計測機器類 |
| | ③ その他知事が特に必要と認める施設又は設備 |
| 14. アスベスト飛散防止施設、設備、機器 ※建築物の解体等作業を請け負う者の設備等整備経費を対象とする。 | ① 集じん又は除じん装置（負圧集じん機、真空掃除機等） |
| | ② 洗浄施設（エアージャワー、ウォータージャワー、給湯ボイラー、汚水処理機、セキュリティールーム等） |
| | ③ 防護具（防じんマスク、エア供給用コンプレッサー等） |
| | ④ アスベスト濃度測定機器類、負圧監視計器類 |
| | ⑤ その他知事が特に必要と認める施設、設備又は機器 |
| 15. 土壌汚染対策（調査・措置） | ① 土壌汚染状況調査（土壌汚染対策法第3条に規定する調査又は同等の調査を任意に行う場合）に要する資金 |
| | ② 土壌汚染の除去等の措置（土壌汚染対策法第7条に規定する措置又は同等の措置を任意に行う場合）に要する資金 |
| | ③ 汚染原因者でない土地所有者等から汚染原因者に対して土壌汚染の除去等の措置に必要な費用の求償がなされた際の汚染原因者が負担すべき補償費用（土壌汚染対策法第8条に基づき請求を受けた場合に限る。）に要する資金 |
| | ④ その他知事が特に必要と認める資金 |
| 16. 温室効果ガス削減対策 | ① 環境管理システム（ISO14001等）の認証取得に係る審査、コンサルティング等を受けるために要する資金 |
| | ② ESCO事業を導入するために要する資金 |
| | ③ 工場等の省エネルギーを図るための必要な調査に要する資金 |
| | ④ その他知事が特に必要と認める資金 |